

2026年3月

保証人 各位

獨協大学父母の会
代表幹事 野田 拓男

獨協大学父母の会 ご入会について

このたびは、ご入学誠におめでとうございます。皆様は先の入学手続きをもちまして獨協大学父母の会の会員となりました。獨協ファミリーの一員となられたことを心より歓迎いたします。

獨協大学父母の会は、大学の教育方針に則り、大学と大学の学部 に在籍する学生の父母・保証人が連携を図り、学生の学習活動を支援するとともに、大学の教育研究環境の充実及び発展に寄与することを目的に設立されました。

本会では、「父母懇談会の開催」、「進路就職活動への支援」、「奨学金事業への支援」、「大学の教育研究活動への助成」、「機関紙の発行」に加え、チャレンジ精神旺盛な学生の活動を資金面で助成する「学生チャレンジ支援プログラム」や「学生に学びの機会を提供する正課外企画」、「文化施設利用制度への加入」など学生の成長と大学の発展のため、様々な活動を進めております。

つきましては、本会の活動に対し、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

父母の会入会式のご案内

入学式終了後、下記のとおり父母の会入会式を挙りますので、ご案内申し上げます。

日時：2026年4月1日（水） 11時30分から12時（予定）

場所：獨協大学 35周年記念館アリーナ

- 次第：1. 開会の辞
2. 名誉会長挨拶
3. 代表幹事挨拶
4. 役員紹介
5. 閉会の辞

入会式に続き、岡村圭子学生部長より「ともに歩こう、獨協大学」と題してご講演いただきます。

参考：入学式当日のスケジュール

- | | |
|-------|----------------------------|
| 10:00 | 入学式
学友会入会式 |
| 11:30 | 父母の会入会式
学生部長講演 |
| 12:00 | 終了予定 新入生は、学生証の交付手続きの場所へ移動。 |

以上

獨協大学父母の会規程

(名称)

第1条 本会は、獨協大学父母の会と称する。

(本部及び支部)

第2条 本会の本部を埼玉県草加市学園町1番1号に所在する獨協大学(以下「大学」という。)に置く。

2 本会に支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、大学の教育方針に則り、大学と大学の学部在籍する学生(以下「学生」という。)の父母(以下「父母」という。)が連携を図り、学生の学習活動を支援するとともに、大学の教育研究環境の充実及び発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 父母懇談会の開催
- (2) 進路就職活動への支援
- (3) 奨学金事業への支援
- (4) 大学の教育研究活動への助成
- (5) 機関紙の発行
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員、特別会員及び名誉会員の3種類とする。

2 正会員は、大学に在籍する学生1名につき、その父母又は父母以外の保証人のいずれか1名とする。ただし、複数の学生が同時に在籍する場合には、申請によりその複数の学生につき正会員1名とすることができる。

3 特別会員は、大学専任教職員とする。

4 名誉会員は、本会に功労があり、代表幹事が推薦し幹事会が承認した者とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 代表幹事 1名
- (3) 副代表幹事 2名
- (4) 執行幹事 4名
- (5) 第2号ないし前号に定める幹事以外の幹事 10名以内
- (6) 支部長 各支部につき1名
- (7) 監査 2名

2 前項第3号の副代表幹事のうち、1名は特別会員とする。

3 第1項第4号の執行幹事の構成は、正会員2名及び特別会員2名とする。

4 第1項第5号の幹事のうち、2名は特別会員とする。

5 第1項第7号の監査の構成は、正会員1名及び特別会員1名とする。

6 名誉会長を除く役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員を選出)

第7条 学長は、名誉会長となる。

2 正会員の幹事及び監査については、総会で正会員の互選によって選任する。

3 代表幹事及び執行幹事は幹事会において、幹事の中から互選によって選任する。

4 副代表幹事は、代表幹事が執行幹事の中から選任する。

5 特別会員の幹事及び監査は、学長の指名に基づき代表幹事が任命する。

6 支部長は、支部総会の推薦に基づき、代表幹事が選任する。

(役員職務)

第8条 名誉会長は、総会及び幹事会に出席して意見を述べることができる。

2 代表幹事は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

3 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは、前項の職務を代行する。

4 執行幹事は、幹事会の議決に基づき、本会の通常の業務を処理する。

5 幹事は、幹事会において次の事項について審議し、その議決事項を執行する。

- (1) 代表幹事、執行幹事及び名誉会員の選出に関する事項
- (2) 事業計画並びに収支予算及び収支決算の作成に関する事項
- (3) 規程の改廃に関する事項
- (4) 会費の価額に関する事項
- (5) その他本会の事業に必要と認める事項

6 支部長は、支部を代表し、支部の業務を統括する。

7 監査は、本会の業務及び本会の財務状況を監査し、総会に報告する。

(会費)

第9条 本会の会費(以下「会費」という。)の価額は、幹事会が定めるところによる。この会費の議決については、幹事会の出席者の3分の2以上の多数の賛成を必要とする。

2 会費は、学期ごとに徴収し、その納付時期は、学期の初めとする。

3 学生が経済的な理由で休学をした場合には、代表幹事は当該学生の父母が納付すべき会費を減免することができる。

4 学生が大学への入学を辞退した場合には、代表幹事は当該学生の父母が納付した会費を返還するものとする。

5 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、幹事会、執行幹事会及び支部総会とする。

(総会)

- 第11条 総会は、正会員及び特別会員をもって組織する。
- 1 通常総会は、毎年1回代表幹事が招集し、本部所在地で開催する。
 - 2 臨時総会は、幹事会が必要と認めるときは、代表幹事が招集する。
 - 3 総会の議長は、代表幹事が指名する。
 - 4 総会の定足数は、正会員の出席者100名とし、議事は出席者の過半数をもって議決する。

(総会の議決事項)

- 第12条 総会は、次の事項について議決する。
- (1) 幹事及び監査の選任
 - (2) 決算の承認
 - (3) 支部の設置
 - (4) その他幹事会又は総会において審議することを相当と認めた事項
- 2 前項の議決事項は、特別会員の幹事が学長へ報告するものとする。

(幹事会)

- 第13条 幹事会は、幹事及び支部長をもって組織する。
- 1 幹事会は、年2回以上代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。
 - 2 幹事会の定足数は、委任状を含め幹事の3分の2以上とする。
 - 3 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第8条第5項の事項に定める議決には、学長の同意を得なければならない。

(執行幹事会)

- 第14条 執行幹事会は、代表幹事、副代表幹事及び執行幹事をもって組織する。
- 1 代表幹事は、執行幹事会を招集し、議長となる。
 - 2 執行幹事会は、事業計画案並びに収支予算案及び収支決算案を策定し幹事会に提出する。

(支部総会)

- 第15条 第12条第1項第3号に基づき支部の設置を認められた場合には、支部長は、毎年1回支部総会を開くものとする。
- 1 支部総会は、第7条第6項に定める推薦をする。
 - 2 支部総会の運営については、別に定める。

(学長との懇談)

- 第16条 代表幹事、副代表幹事及び執行幹事は、本会与大学の円滑な連携を保つために、年1回以上学長と懇談し、意見交換をするものとする。

(本会の事務)

- 第17条 本会の事務及び第9条に定める会費徴収については、大学事務局に委託する。

(規程の改廃)

- 第18条 この規程の改廃は、幹事会の審議に基づき、正会員の過半数の賛成を得なければならない。
- 1 幹事は、前項に定める正会員の賛成を得た場合には、学長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成20年10月18日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生の父母又は父母以外の保証人については、本会への加入は任意とする。



獨協大学父母の会会費に関する内規



(目的)

- 第1条 この内規は、獨協大学父母の会規程（以下「規程」という。）第9条に基づき、年会費の価額について定めることを目的とする。

(価額)

- 第2条 規程第9条第1項に基づき、年会費の価額は、12,000円とする。

(年会費の納付)

- 第3条 春学期及び秋学期の授業料納付時に、年会費の半額を納付するものとする。

(改正手続き)

- 第4条 この内規の改正は、幹事会の出席者の過半数以上の賛成に基づいて、代表幹事が定める。ただし、年会費の価額については、この限りではない。

附 則

この内規は、平成20年10月18日から施行する。



会費は、学期ごとの授業料納付と同時に納めいただきます。

(各学期：6,000円／年会費：12,000円)



~~~~~  
獨協大学父母の会事務局より各種申請のご案内  
~~~~~

会員名変更

獨協大学学部学生の保証人様は、自動的に獨協大学父母の会にご入会いただいています。ご入会時の会員名は、便宜上、本学届出の保証人様名となっております。

会員名の**変更**を希望する場合は、所定の申請書に記入頂き父母の会事務局に申請してください。

会員名変更例：

学生の父が「保証人」である家庭の 学生の母が、父母の会総会に出席し、議決権 を行使したい場合は、会員名変更が必要で す。	現正会員名=保証人	変更可能な正会員名
	学生の父	学生の母 →変更可能
	学生の母	学生の父 →変更可能
	学生の父母以外の保証人	学生の父 または学生の母 →変更可能

会員数減免

兄弟姉妹で複数の学生が同時に、本学に在籍している場合、各学生につき、それぞれ1名のご父母または保証人様が会員となります。同一会員名での登録は可能ですが、会費は学生の人数分発生します。

獨協大学父母の会規程第5条第2項により、複数の学生につき会員1名とすることが可能です。ご希望の場合は、所定の申請書に記入のうえ、獨協大学父母の会事務局に提出してください。会費は、授業料と同時に納入して頂きますが、申請後に減免分の会費をご指定の銀行口座に返還します。

★この申請は学期ごとに手続きをお願いします。(会費は学納金と同時に納入頂くシステムのため)

会費減免措置

経済的理由で休学される場合、会費減免の措置が適用されます。該当する場合は、所定の申請書を獨協大学父母の会事務局に提出してください。

★この申請は学期ごとに手続きをお願いします。(会費は学納金と同時に納入頂くシステムのため)

【各申請書のご請求】

父母の会事務局へ電話、EメールまたはFAXにてご請求ください。

保証人住所変更等手続きのお願い

在学期間中は、父母の会総会開催通知、父母の会会報、父母懇談会開催通知など、各種案内を保証人住所宛てにお送りします。

大学に届け出た保証人住所に変更が生じた場合は、すみやかに、学生自身が PorTa II の「住所変更」で変更してください。

保証人氏名に変更が生じた場合は、「保証人変更届」を大学ホームページよりダウンロードし、学生課窓口（学生センター1階）へ郵送又は提出してください。

~~~~~  
次期役員立候補募集のご案内  
~~~~~

現役員の任期が2026年5月の総会で満了するため、次期役員の立候補を募ります。本会の運営に関心のある方は、ご応募ください。

立候補の要件

下記1、2両方の要件を満たす方。

1. 「大学の教育方針に則り、学生の学習活動を支援するとともに、大学の教育研究環境の充実及び発展に寄与する」という本会の目的を十分に理解し、会の円滑な運営を優先して活動できる方。
2. 「事前説明会（役員活動内容説明会）」「役員立候補者ガイダンス」「総会」のすべてに出席できる方。

事前説明会（役員活動内容説明会）

- ・以下日程で開催しますので、立候補をお考えの方は出席してください。
- ・父母の会に対する理解を深めることを目的に実施します。立候補に迷っている方、少しでも関心がおありの方でも、お気軽にご参加ください。

2026年4月4日（土）13時30分～

場所：獨協大学 中央棟2階 第3会議室

- ✓ 事前説明会は申込制です。前日までにメールまたはFAXにてお申込みください。
- ✓ 所用時間1時間程度、事務局が説明いたします。

（事前申し込み方法）

- ① 氏名
- ② 学生氏名
- ③ 所属学科
- ④ 学年
- ⑤ 連絡先電話番号
- ⑥ メールアドレス

以上を明記の上、メールまたはFAXで事務局にお申込みください。

メール：fubonokai@stf.dokkyo.ac.jp

FAX：048-943-3160

役員立候補者ガイダンス

- ✓ 役員の責任と役割に関する理解を深めた上で、最終的な立候補の意思確認を行うことを目的に実施します。
- ✓ 事前説明会（役員活動内容説明会）に出席された方が対象です。役員立候補をお考えの方は必ず出席してください。
- ✓ 当日は役員の責任と役割に関する理解を深めるため、ガイダンスの冒頭でコンサルタントによる幹事研修を受講いただきます。

2026年4月11日（土）13時30分～

場所：獨協大学 中央棟3階 大会議室

- ✓ 約2時間程度を予定しておりますが、状況により長くなる場合がございます。

父母の会 総会

2026年5月23日(土) 15時～

場所：獨協大学内

※後日詳しい案内を郵送します。

(父母の会2025年度活動実績)

- 4月 1日 入会式
- 5月24日 総会
- 6月21日 伝統芸能鑑賞教室
「国立劇場 歌舞伎鑑賞教室」
- 6月29日 父母交流会(郡山会場)
- 10月18日 父母懇談会(学内会場)
- 12月10日 学生に学びの機会を提供する正課外企画
「獨協ファミリーのチャチャッとクッキング」
- 2月 9日 学生に学びの機会を提供する正課外企画
「テーブルマナー講座」
- 3月15日 父母交流会(学内会場)
「みんなで歌おう！ ベートーヴェン《第九》
～獨協大学から世界へ響け歓喜のメッセージ～」

※大学内に自動車の入構はできません。やむを得ず車で来られる場合は、大学や駅周辺コインパーキング等をご利用ください。交通費は各自の負担となることをご了承ください。

獨協大学父母の会事務局

〒340-0042

埼玉県草加市学園町1-1 獨協大学内 TEL：048-946-1962 FAX：048-943-3160

E-mail：fubonokai@stf.dokkyo.ac.jp URL：https://dokkyofubonokai.jp/